
論文

要保護児童を対象とした養子縁組における 子どもの出自を知る権利の意義と課題

林 浩康

The Significance and Issues of the Right to know Adopted Children's Origins
in Adoption for Children who can not be Cared by Birth Parents

Hiroyasu HAYASHI

要旨：生みの親が育てることが困難である、あるいは施設や里親に措置され家庭復帰が困難な子どものパーマネンシーを保障する上で、養子縁組は重要な選択肢である。こうした子どもたちの養子縁組を推進する上で、子どもの委託後の社会的支援の充実が喫緊の課題である。中でも真実告知をはじめとした出自を知る権利保障のあり方については、近年とくにその課題が指摘されてきた。このような現状を踏まえ、子どもの出自を知る権利を保障するための体制整備が急務であるとの問題意識から、出自を知る権利の意義や内容および出自に関する権利保障のあり方について、養子当事者の声を通して明らかにすることを本稿の目的とする。

キーワード：養子縁組, 出自を知る権利, 真実告知

Abstract: Adoption is an essential alternative for children who can not be permanently cared for by birth parents. Enhancing the social support system after placing children into adoptive families is an urgent issue to promote adoption for such children. In particular, the right to know adopted children's origins has been suggested as one of the most critical issues, including telling the truth about their origins. Considering these matters, this study aims to clarify the significance and contents of the right to know and support systems for it through the voices of adopted children.

Key Words: Adoption, The right to know adopted children's origins, Telling the truth

I. はじめに

2016年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が法律上明確にされたが、子どものパーマネンシー保障や養子縁組に関連した規定はなされていない。一方、国の検討会により「新しい社会的養育ビジョン」が2017年に出され、家庭復帰が困難な子どもへの永続的解決としての特別養子縁組の重要性について指摘され、特別養子縁組に関する法制度改革や支援体制の構築を推進するとともに、成立件数の増加を図ることが方針とされ、年間1,000件が目標値として掲げられた。2019年には民法等の一部を改正する法律が公布され、特別養子縁組の対象年齢の引き上げや、家庭裁判所への申立て手続きの2段階化が図られ、養親負担の軽減がなされた。近年の調査結果によると、特別養子縁組の成立件数はここ数年700件ぐらいで推移しており、2021年度の児童相談所による特別養子縁組の申し立て件数は、280件であり1児童相談所当たり1.6件であった(HITOTOWA, 2023)。申し立て件数が0件の児童相談所が29.4%、1件の児童相談所が33.5%を占めており、本制度が十分に活用されているとはいえない状況である。

こうした背景には、リーガルパーマネンシーに対する認識の希薄さ、申立件数が少なく成功体験や実務上のノウハウの蓄積が困難であることなどが考えられる。また民間養子縁組あっせん機関においても財政的支援が十分に保障されていない状況の中で、職員や実践の質の問題についてこれまで指摘されてきた。なお2021年度の民間養子縁組あっせん機関での申立件数は102件であり、1機関当たりの平均値は9.3件であり、児童相談所の6倍弱である(HITOTOWA, 2023)。

こうした状況の中で特別養子縁組の数を増やすだけでなく、縁組後の支援の充実も喫緊の課題であり、中でも出自を知る権利保障のあり方については、近年とくにその課題が指摘されてき

た(日本財団2022)。出自に関する記録については、2016年に制定された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(以下、「民間あっせん法」と記す)」において、民間養子縁組あっせん機関では、事業を廃止するまで帳簿を保存することが定められ、事業廃止の際は全ての帳簿を都道府県知事または他の民間あっせん機関に引き継がなければならないとされた。児童相談所では、2018年に改正された児童相談所運営指針に基づき、養子縁組が成立したケースは児童記録票を永年保存することとされた。

しかし、民間養子縁組あっせん機関で養子縁組したケースに関して、児童相談所側で保管される当該ケースの記録は永年保存の対象に含まれていない場合がある。自治体によっては、乳児院等児童福祉施設で管理するケース記録のうち、養子縁組したケースの記録を永年保存の対象としていないこともある。また、民間あっせん法の施行前や直後に廃業した民間養子縁組あっせん機関は民間あっせん法の適用を受けず、どこにも記録が引き継がれないままであったり、一般社団法人ベビーライフのように記録の引き継ぎが不十分なままに代表者と連絡がつかなくなるという事案が発生するなど、出自を知る権利を保障する体制が不十分な状況であることが露呈した。

このような状況に対し、子どもの出自を知る権利を保障するための体制整備が急務であるとの問題意識から、出自を知る権利の意義や内容および出自に関する権利保障のあり方について、養子当事者の声を通して明らかにすることが本稿の目的である。

II. 倫理的配慮

本論稿では既に発刊されている文献の活用、および『月刊福祉』の「My voice, My life 社会的養護当事者の語り」の企画で筆者が過去にインタ

ビューした内容を一部加工して活用している。インタビューイおよび出版元である全国社会福祉協議会の出版部からは、インタビュー内容の一部を学術的な公表に活用することに関して承諾を得ている。

Ⅲ. 過去とつながる意義

1. 子どもの出自を知る権利

「出自」とは、子どもの生みの親が誰であるかという事実情報だけでなく、出産前から今日に至る生い立ちに関する全てのストーリーを包括する概念として理解する必要がある。そうした意味においては「出自」ではなく、「生い立ち」という表現の方が妥当かもしれない。出自に関する記録には「事実情報(名前、生年月日、出身地などの客観的情報)」、「エピソード」、「養育者など子どもと関係した人たちの気持ち」の3つがある(日本財団 2022, 10)。子どもの年齢にもよるが、自身のことを知りたいと希望した時に求める情報には、事実付随するエピソードや気持ちが含まれることが多い。例えば「妊娠が分かった時の親の気持ち」、「出産時のエピソード」、「子どもを委託すると決めるまでの親の気持ち」等である。そうしたエピソードや気持ちを生みの親などから聞き取り記録し、適切に管理・開示されることが必要である。

児童の権利に関する条約においては、できる限りその父母を知り、かつその父母によって養育される権利を有すると規定されている。そのため子どもが自らのアイデンティティを確立し心理的安定を確保する上で、自らのルーツを知ることは極めて重要であり、実父母等の個人情報を保護することにも留意が必要であると国の通知¹⁾において記載されている。

その上で実父母等のプライバシーに配慮しつつ、子どもの出自を知る権利を保障するために、記録すべき情報、子どもや養親に対して情報を提

供するに当たって留意すべき点を本通知は示している。本通知では、記録すべき情報のうち実父母等に関する情報については、(A)情報と(B)情報に分け、(A)情報は生みの親の障害・健康状態・既往歴など子どもの生命・健康にかかわる情報とされ、生みの親の同意を得ることが困難であるときには、生みの親の同意がなくとも養子または養親に提供できるとされている。一方、実父母等の個人情報のうち、(A)の情報以外については、(B)情報とされ、養子となった子どものアイデンティティ確立や心理的安定のために必要な情報ではあるものの、(A)の情報ほど重要なものとはいえないとされ、必ず生みの親の同意を要するとしている。

しかしながら、アイデンティティの確立や心理的安定に関するあらゆる情報は人間にとって生命や健康にも関わる重要なものであり、(B)情報の中でも、あっせんにかかわった機関名や養子縁組の相談の経緯、委託理由等については養子本人の情報でもありともいえる。にももかかわらず生みの親の同意がないことを理由に一律に開示されないのは、子どもにとっての不利益があまりに大きい、という養子当事者の声もある。実父母のプライバシー保障と子どもの出自を知る権利保障については、継続して検討を要するテーマであろう(田中 2022, 143-144, 近藤 2007, 369)。

2. 過去とつながる意義と真実告知

出自を知る権利の意義としては、主に「実利的な観点」、「信頼に基づく親子関係の確立」、「子どものアイデンティティの確立」の3つが指摘されている(二宮 2009, 42-46)。「実利的な観点」においては、近親婚を避けるため、そして子どもの病の治療等に必要の遺伝的情報を手に入れるためであるとされる。また養子縁組によって親子関係が形成されたという「事実」をできる限り早い段階で子どもに伝えることで、子どもが家族に対して不信感を持つことが回避され、それにより「信

頼に基づく親子関係」が確立されることになるとし、その子どもが安心した生活を営むためにも必要不可欠な権利として位置づけられる。

一般的に子どもは、両親や親族などから自身の幼少期のエピソードやその時の思いを聞いたり、その頃のものをアルバムで確認したり、また当時の思い出の品を見たりするなどして、自身の生い立ちについて記憶にない幼少期を含め、ある程度ストーリーとして理解している。このように、生い立ちに関する「情報のシャワー」を日常生活の中で少しずつ浴びながらの生い立ちの理解は、自己形成や心理的安定を促す(厚生労働省, 2023)。さらに幼少期からの育ちのエピソードを聞くことは、大切に育てられてきたことを実感でき、自尊心を培うことに寄与する場合もあろう。

一方、里親や養子縁組の場合、養育者が一貫しておらず、生い立ちに関する情報が分散しているために、里親や養親はそうした情報を収集し、子どもに伝えることが必要となる。例えば、子どもが以前入所していた施設、児童相談所、民間養子縁組あっせん機関、裁判所等に分散して保管されている文書等を通して生い立ちに関する情報を入手し、子どもの年齢や意向に応じて継続的に生い立ちを伝えることとなる。

特別養子縁組は1988年に施行され、生みの親による監護が著しく困難または不相当である場合等において、子どもの利益のために創設された比較的新しい制度である。家名や家業の継続のために活用される傾向にあった普通養子縁組とは制度の趣旨が異なる。かつて普通養子縁組の場合は取替えて子どもに養子であることを告知せず、隠すことが一般的であり、告知はむしろ子どもを傷付けるよくない行為と捉えられる傾向にあった。一方、子どもの利益のための特別養子縁組においては、特に児童の権利に関する条約の批准以降、子どもを一人の人格をもつ人間として捉える子ども観に基づき、子どもには自己に関係する重大な事項を

知る権利があるという理解が促されてきた。

養親や里親が子どもと血縁関係にないこと、生みの親が別に存在することなどを伝える事は、真実告知と呼ばれている。それは一過的な行為ではなく、年齢に合わせた内容を継続的に伝える必要があると言われている。なお真実告知という言葉は表現が固い等の理由でテリングという言葉を使っている民間養子縁組あっせん機関もある。

子どもに真実を伝える重要性を認識していても、実際に伝える時期や伝え方等には迷いが生じるものである。しかし夫婦がともに子どもにきちんと向き合い、できるだけ幼少期の頃から楽しい雰囲気、かつ養親と子どもが良好な関係のときに、子どもが理解できるような言い方で、真実を継続して伝えることが重要である。真実告知の最初の適期については一般的には、言葉を理解し、親子の間に愛着関係がしっかりと築かれる3歳頃から始め、成長にあわせて表現や内容を深めていくことが良いとされている。

また幼少期から里親家庭で暮らし、生みの親との生活記憶はなく、生みの親の元に戻る可能性はないが、さまざまな事情から養子縁組はせず、里親として子どもを育てているケースもある。その場合、自身が里親であることを伝え、里親として育てることになった理由、お金(委託費)をもらって育てていること、暮らすことができる期間が限られていることなどについて、年齢に応じた内容や伝え方で継続的に説明する必要がある(家庭養護促進協会1991)。

真実告知は事実告知とは異なり、養親や里親に託された背景にある事実をそのまま詳細に子どもに伝えることではない。生みの親が性被害により子どもを妊娠した、生みの親が犯罪者であった、電話ボックスに置かれていた、こうのとりのゆりかごに託されていたなど子どもが傷つくであろうと思われる情報は、真実告知ではそのまま伝えない方がいいとも言われる。しかし、いずれ子ども

が知る可能性のある情報を隠すべき情報と捉え、隠し続けることの問題もあろう。ある成人した養子は、どんなに傷付く事実情報も伝えてほしいと話していた。伝えるときの年齢、伝え方や伝えた後のフォローのあり方等も含めて検討し、しかるべき年齢に達したとき伝えるということも考えられる。

真実告知では、基本子どもたちが「この親に選ばれ、望まれてこの人の子になった」「あなたを生んでいないこと、生んでくれた人にはいろいろな事情があって、今はあなたを育てることができないこと」「私たちはあなたを育てることを心から望んでいること」「あなたは私たちにとって大事な存在であること」等を子どもに伝え、生い立ちをともに受け止めていく。唐突に「実は、本当はね……」とこれまでと違う話をすれば、「嘘をつかれていた」と子どもが感じてしまうこともある。日々の生活の中で丁寧に伝え、子どもの思いを受け止めていくことが重要である（家庭養護促進協会 1991）。

一方で、告知することで子どもが誰彼なしに自身の境遇について話すことを危惧する場合もある。隠すべきことではないが、言いふらすことでもない。隠すべきと認識すると、自身の境遇を自己否定的に捉えることもある。そうした認識をもたないよう、頭ごなしに「言うてはならない」という伝え方は避けたい。そこで提案されているのが、「大切なこと」、「悪いことではなく、良いことだから秘密にしておく」という伝え方である。また大切な話は、それを同様に大切だと思ってくれる人にだけ話すこと、話してもいいが、判ってくれる人にだけ話すという伝え方である。子どもが自己肯定的認知をもてるような工夫が必要であらう。

IV. 養子としての思い

1. 真実告知された思い

20歳のミサトさん²⁾は現在大学生である。出産後すぐに産院から養親に引き取られ、特別養子縁組された。同様に縁組された8歳違いの兄がいる。幼少期の頃から養子を迎えた家族の集まりに参加し子ども同士で遊んだり、夏休みにはお泊まり会があって花火をして楽しんだ記憶がある。

4歳ぐらいの時に養親から生みの親がいることを告げられた。当時のことを明確には覚えていないが、ただ「なんで産んだのに育てられなかったのか」という疑問だけが残り続けた。あのような家族の集まりに行っていることや、他の子たちも同じ養子であることもそのときに伝えられた。

小さい頃から自身の境遇を理解できたことは、今思えばよかったと思っている。告知しなかった期間が長いほど、それだけ嘘をついていたのかな、悪いことだから言わなかったんじゃないか、じゃあ自分の存在自体悪いのか、という理解をしていたかもしれないからだ。告知はスタートだと思い、ミサトさんはそれ以降段階的に自分の中で受け入れていくことができたように感じている。葛藤や反発を感じる時期もあったが、自分なりに折り合いを付ける過程を歩むことができたように思っている。

養親とはずっと一緒に暮らしてきたし、養子であることをそんなに重大なことと思ってもなかった。小学2年ぐらいのときに、「命の授業」で赤ちゃんのときの写真を持参し、出生時の体重を調べることがあったが、そのとき先生に自分が養子であることを余り深く考えずに伝えた。先生からは「もし書きたくない部分とかあったら別に書かなくてもいい」と言われたのを覚えている。生まれた直後にこの家に来たので、生まれたときの写真もあるし、体重もわかっていたし、とくに問題を感じることもなかった。

しかし実母がなぜ育てられなかったかについて

は、ずっと養親に聞けなかった。明確なことを聞いてなかったので、中学の時はその疑問がピークに達していたが聞けなかった。自分のこと手放した事実に対して、疑問や反発が常にあった。養親に聞けなかったのは、養母が自分の生い立ちについて話すとき泣いていたからであった。ミサトさんは冷静だったが、養母は悲しんで泣いているように感じた。

中学のときは養子である事実がいいものなのか、悪いものなのかを考えていた。普通の家庭でも多感な時期ではあるが、さらに養子についても考えなければならず、しんどくなることもあった。高校生になって少し落ち着いて、知らなくてもいいかと思うようになった。生みの親に対する怒りや、疑問がなりを潜めた感じであった。

結局実母のことはずっと聞けず、昨年姪が生まれたとき、養母からようやく聞くことができた。また大学の人間学という授業で、自分について振り返って書くことがあり、そのことも尋ねるきっかけとなった。聞いて「よくある話だな」と思い、すっきりもした。会えたら会いたいが、そこまで無理して会うほどじゃないかと思っているが、現在の情報を得たいとも思っている。

大学の生命倫理の授業で、墮胎や中絶について学び、時期によっては産む選択肢しかないことも知った。養子縁組やこうのとりのゆりかごに預けたという話も授業で知り、自分もそういう1人だったんだと感じた。それにより生みの親に対する怒りや、捨てたという思いをもたずにすんだ。

友達には、話の流れでどうしても言わないといけない場面もあり、養子の事実を話すこともある。例えば「お兄ちゃんと年離れてるね」とか、「似てないね」とか、「お母さん何歳で産んだの」みたいな会話になったときである。長年仲がいい友人には隠さず自身が養子であることを伝えることはあった。

友人は「あ、そうなんだ」という感じであった。

受け留めてくれたっていう印象だった。あまり馴染みのないことで、びっくりされたが、「そうなんだ、全然気付かなかったよ」という反応であった。しかしそうした事実は伝えたが、「なんで生みの親は自分を育てなかったのか」とかっていう疑問は誰にも言えなかった。きょうだいでも生みの親に対する関心は違い、兄は親に会いたいかと問われたことがあったとき、どうでもいいという感じであった。きょうだいでそうしたことを話すこともなかった。

2. インタビューを通して

ミサトさんが幼少期の頃から養親は真実告知を行っていたが、疑問が残り続けた。告知の際、養親が感極まって涙を流すことは自然な感情表現ではある。しかし美里さんにとってその涙は悲しさを意味し、親への気遣いから一番尋ねたかった疑問をそれ以来尋ねることができなかった。

自身が養子であることの重みや意味付けが年齢と共に揺れ動く。思春期における自身の生い立ちへのこだわりのピークや、その後の自分なりの折り合いがインタビューから理解できる。生みの親への反発と納得が交錯し、自身の境遇を天秤にかけて考え、誰にも肝心なことは尋ねることができなかった。きょうだいで率直に話せる場合はいいが、きょうだいによって生みの親への思いは異なり、全く興味のない場合もあったり、きょうだいがいない場合もあるので、親以外の支援者や同じ境遇の人との出会いの必要性も感じる。

養子である事実を自ら親しい友人に話すことは、これまでの他の方々のインタビューでもよく耳にした。親しいからこそ知ってもらいたい、あるいはそれでも友人であり続けてくれるのかという確認のように感じられることもあった。

学校での授業では、幼少期の頃の写真を持参すること、出産当時の様子を聞いてくること、名前の由来を聞いてくることなどの課題が提示される、いわゆる生い立ちの授業、命の授業、あるいは

は2分の1成人式などがある。こうした授業の中では、主たる養育者が一貫していない境遇の子どもや、施設で生活する子どもに配慮した展開が必要であろう。

3. 思春期に怒りに任せて告知された思い

ヒロシさん(23歳)³⁾は2歳のときに乳児院から特別養子縁組を前提に児童相談所を介して里親委託される。

小さい頃、母方の祖父母の家によくいた記憶があり、いとこたちと一緒に祖父母に可愛がられた思い出がある。家族だけでのいい思い出はない。

小学2年生の時に養父が仕事を辞め、貯金と退職金で生活していた。養父はずっと家にいてヒロシさんに勉強を教えていた。他の家庭のことはわからず、24時間養父が家にいるのが当たり前であった。小学校5年生ぐらいから中学受験に合わせて勉強し、外に友達と遊びに行くことはなかった。養父は勉強において何かできないと、手をあげ、それがヒロシさんにとっての普通で反発することもなかった。手をあげられたときは、できない自分が悪いと思った。

高校2年生の冬に養父が怒りに任せて突然自分が養子であることを告げた。他の人よりも明らかに時間をかけて勉強しているのにできないので、養父が怒って手を上げて、その流れで突然告げられた。そのとき「養子だから、父はこんなに自分に当たりが強かったのか」と思った。ショックは感じず「なるほど」というのが一番の感想であった。既に中学3年生ぐらいから、親に対しては不信感しかなかった。それを契機に自身のルーツに関心を持ったが、そもそもそれを探れるということさえ知らなかった。告知後養父に怒られて「出ていけ」と言われ、図書館で時間を潰していたとき、何気なく特別養子縁組で書籍の検索をしたとき、3冊の本が出てきてそれを読んだ。その時に生みの親と養親が連絡を取り合って、写真やメッセージのやりとりをしている例があることを知っ

た。「こういうことってあるんだ。もしかしたら自分も今の親が写真を送ったりしてるのかもしれない」と思い養母に尋ねた。すると「してない、しようと思ったけど、断られた」と言われた。養母は養子っていうワードを出すだけでヒステリーを起こす人だったので、それ以上聞けなかった。

実家を離れたくて親が勤める地元の大学ではない別の大学に入学した。大学1年生の夏休みに、運転免許を取りに地元に戻った。運転免許の試験を受験するための書類の中に住民票があり、そこに知らない住所が記載されていた。今の家に来る前の住所かもしれないと思った。スマホで調べてその住所に向かった。その住所は乳児院であった。折角だからと思い、施設の人に会った。院長と副院長が対応し、ヒロシさんの事を調べ当時の事を聞くことができた。

その後戸籍をたどれることを知り、自分の戸籍を取り寄せて、たどっていくと、乳児院とはまた別の住所が書かれていた。その住所に行けば、今度こそ生みの親に会えるかもしれないと思い、大学2年生のときに自分1人で行った。田舎町の役場であった。その周辺を手当たり次第聞き込みをした。しかしそれ以上は捜せなかった。こういう者が養子縁組している例があることを新聞記事にしてほしいと思い、新聞社数社にメールを送った。そのうちの一家の記者から連絡があり、実際に実母を捜し歩いた男性がいるという記事になった。その取材の最中に、記者も一緒になって調べ、資料の取り寄せ方法なども教えてくれた。児童相談所に連絡し、どうにかこうにか審判書と当時の自身に関する新聞記事などが送られてきた。

大学生の時は1人暮らしだったので、考え込む時間も、すごく辛い時期もあった。ベビーカーを押してるお母さんと子どもを羨ましく思っ

るんだったら、ただ悪く言うだけでは、筋が通らないと思った。乳児院を訪問したことや新聞に掲載されたことも伝えた。愛着に関することも勉強し、「僕はこの家族に対して安心できない」とも伝えた。愛着障害を抱えたと自分で判断したこと、大学2年の時にメンタルヘルスクリニックに通っていた時期があったことも話した。その時に「あなたたちに助けを求めたいとは思えなかった」と言った。

養母は流産してるので、ヒロシさんをその時に産んだ子と思い込んでるので、その気持ちもヒロシさんは分かっているつもりであった。ただ、「こっちのことも理解してほしい、それができないのであれば、これ以上多分関係は変わらないと思う」と話したが通じなかった。養母はただ泣いていただけだし、養父は新聞記事になったことが衝撃的過ぎて、「もう二度と言うなよ」と言い、「つらいときはいつでも言ってこい」と言った。「言えない」と言ってるのに「言ってこい」、それじゃ何も解決しないと思った。その時はすごく冷静に話したし、そういう反応を冷静に受け取れた。「そこまで擦れ違ってるんだったら、自分のことを親に理解してもらおうって思うのはやめよう」と思った。親に期待することは辞めた。恨みとか、嫌だとかいう気持ちもなくなった。彼らなりに愛情深く育てようとした。ただ愛情の伝え方を間違っただけだと思うようになった。

4. インタビューを通して

養親との生活における辛かった思い出を幼少期の祖父母宅での楽しかった思い出が多少なりとも緩和してくれたように感じられた。家庭のあり方や保護者の影響が肥大化し、子どもの将来の人生に与える影響度が強まっているなかで、家庭以外の居場所の必要性を再認識させられた。

戸籍上実子同様に記載されるが、養親として養子を養育するその固有の意義について考えさせられる。中途養育特有の育ちの保障という観点も十

分に配慮されなければならない。現状では、養親となる者の多くは不妊や流産など何らかの喪失感を抱えている傾向にあり、子どもに対する過度な所有感を強化する側面がある。成長と共に養親の期待に応えることができず、子どもが自己否定感を抱え逃げ場を失くし、養親子関係の悪化要因となることもある。縁組後の生活が子どもにとって最善の利益に適うよう十分に検討する必要がある。

養子縁組後は一般家庭同様にみなされ、養親や養子本人が求めない限りは、社会的に関与することが困難な面もある。家庭は社会から閉ざされた空間であり、ヒロシさんのように生きづらさを抱える場合もある。17歳という多感な時期に突然養子であることを告知され、家庭内で自身の生い立ちについて聞きたくても、それを口にできない状況は辛く、自身の生きる土台を揺るがすこともある。子ども自身が大切にされていると感じられる養

育者に託す責任が社会にはあるが、必ずしもそう感じられる家庭に託されているとは言えない現実もある。家庭養育は一貫した養育者であることが強みではあるが、一方でそれがリスク要因となることもある。そのことを十分に踏まえて子どもを託すとともに、委託後も継続して支援する責任が機関にはある。

出自を知る権利を保障する上で最も重要な役割を果たすべき養親が、ヒロシさんの場合その権利を侵害し、ヒロシさんがルーツ探しをする上での支援者になれなかった。またそうしたことを相談できる機関もなく、単独で行動せざるを得なかった。必ずしも養親子関係が良好な場合ばかりでないことを考慮すると、養子自身を支える機関は必要不可欠である。

ヒロシさんは記者の支援もあり、児童相談所や家庭裁判所における自身の出自情報の存在を知り入手できた。しかしながら児童相談所は記録情報

を郵送し、それをヒロシさんは単独で読み、一挙に押し寄せて来る情報を孤独に受け留めるしかなかった。ヒロシさんに記録情報を送付し、何のサポートもないという実態が縁組全体の支援体制の不十分さを象徴しているようにも感じられる。本来的には児童相談所は、面前で心理的支援のもと開示すべきであった。また、遠隔地でそれが困難な場合、養子が居住する地域の児童相談所あるいは民間養子縁組あっせん機関と連携して情報を提供することも検討の余地があっただろう。

出自を知る権利を保障する上でまず、適切な方法で真実告知を受け、出自情報がどこに存在し、どうすれば入手できるのかなどを養子自身が理解する必要がある。そのときそうした情報の入手を望まなくても、入手したいという思いが生じたときに、そのノウハウを尋ねられる環境も重要であろう。養親への出自を知る権利に関する意識啓発は重要であるが、必ずしも養親子関係が良好な訳ではないし、養親がルーツ探しに対して前向きな訳ではない。そうしたことを前提とした出自を知る権利保障のあり方が検討され、体制づくりが図られることも必要である。

5. 告知されなかった思い

一方、全く告知がなされないという場合もある。以下は告知されなかった方の手記の一部である⁴⁾。

私は養子であることを知らされないまま成長していきました。しかし、小学生の頃には私と養親の容姿が似ていないことが、友達との間で話題になることがあり、私の中に養親との関係に対する疑問が生まれました。不安になり、色んなことを何度か養親に質問しましたが、いつも辻褃が合わない答えが返ってくるだけでした。そして、もう中学生の頃には、私は質問することを諦め、高校生の時に養親に内緒で役所に行き、養子であることを知りました。「やっぱり」と思うと同時に、

「私にとってこんなに大事なことを私自身が知らないってどうして・・・」と、言葉に言い表せないやるせなさを感じました。しかし、自分の気持ちを誰にどう話せばいいのかもわからず、「自分はどこの誰なんだろう」と深い孤独を感じながらも、必死に平静を装って日々を過ごしました。

その後も、お小遣いをコツコツとためて交通費とし、自分のルーツ探しを一人で続けました。当時、自分の身分を証明するものは高校の生徒手帳ぐらいしかなく、役所で戸籍を取得する際に別室で個別に事情を聞かれたり、知り得た情報を悪用しないように誓約書を書いたりすることもありました。しかし、遠方から来た高校生の私に、どの役所の方もとても親身になってくれたことが救いでした。結局、養子だと初めて知った時から約4年かかりましたが、実母の居場所がわかりました。その時の私の年齢は19才でした。その日も養親に嘘をついて新幹線に乗って出かけていたので、今日会わないともう一生会えないように思い、私は実母を待ち伏せするという大胆な行動にでました。今思うと実母の状況も考えずに行動したことを反省するばかりですが、あの頃の私は、自分のことについてどんなことでもいいから教えてくれる人に会いたかったのです。幸いなことに、実母は私を好意的に受け入れ、様々なことを包み隠さず話してくれました。

しばらくしてから養親に対して、自分が養子だということを知っていること、そして、実母に会いに行ったことなど、全てを打ち明けました。養親は「真実を話そうと思っていたけど、話せなかった」と泣いていました。特に養母は私の行動をとっても悲しんで、その後しばらく情緒不安定になり、大変な日々が続きました。そんな養母の状況から、私は実母と交流することを諦めることにしました。

今、改めて振り返ってみると、養親は私を一生懸命大切に育ててくれました。しかし、私が養子

であるという事実を隠し通すという大きな負担感を抱えながらの子育ては、大変な日々だったと想像します。もし、両親を継続してサポートしてくれる専門職の方がいたならば・・・そして、10代のあの頃の私もまた、養親の他にだれか信頼できる大人に相談ができていたならば、もう少し広い視点で考え、柔軟な判断ができていたでしょう。

今は多くの養子縁組家庭において、養子だという真実を幼い頃から成長発達に合わせて、お子さんの気持ちに寄り添いながら、繰り返し丁寧に伝えていくようになってきました。ただ、養子それぞれに知りたい時期や内容は様々です。「何を聞きたいのか、今はどこまで知りたいのか、誰からどんな場所で聞きたいのか、誰と一緒に聞きたいのか」、養子自身が主体的に選択できることを強く望みます。また、今は真実を知らなくてもいいという考えの養子が、いつか自分に関する情報を知りたいと思った時に、どここの場所に住んでいても容易にその情報にアクセスすることができる仕組みを構築することが必要です。養子縁組後は、養親さんとの大切な思い出は増えていきます。しかし、縁組前の情報は少なく貴重です。そのため、養子に関する全ての情報がクラウド上で丁寧に記録・保存され、永年的に適切に管理されることを願います。また、情報開示の際には、養子、養親、生みの親の意向がそれぞれ尊重されるように、専門職のサポートを受けることができるような体制が整備されることを希望します。

この方の養親のように、養子の生い立ちを隠すことは、養子本人にとって自身の人生を否定されたように感じ、自己否定感を抱えることも考えられる。養親と自身の生い立ちを率直に話せないことは、自身のアイデンティティの希薄化や心理的不安定にもつながっていくであろう。「両親を継続してサポートしてくれる専門職の方がいたならば・・・そして、10代のあの頃の私もまた、養

親の他にだれか信頼できる大人に相談ができていたならば、もう少し広い視点で考え、柔軟な判断ができていたでしょう」と書かれているように、養親、養子双方への社会的支援が縁組後も継続していたなら、状況は違っていたかもしれない。養親が求めれば、委託先などから支援を受けることは可能であるが、支援については養親の意志に委ねられ、問題を抱え本来支援を要する養親ほど孤立化する傾向にある。そういった養親とのつながりのあり方を検討する必要はあろう。

高校生という多感な時期に多様な事実情報だけを手に入れ、自身が一人で背負いきることには困難もあったであろう。本来そうした情報は点滴のように少しずつ伝えることが望ましいと言われるが、だからこそ情報開示の際には、養子のショックを緩和するためにも専門職のサポートを受けることができるような体制について提案されたのであろう。

こうした自身の生い立ちに関して率直に親に尋ねることができない、口にできないという環境は、子どもにとって年齢不相応な親への気遣いを強いられる状況といえる。本来子どもは親から気遣われることが基本であるが、それが逆転した状況と捉えることができる。子ども期を子どもとして生きる権利を侵害されていることでもある。子どもに年齢不相応な過剰な気遣いを強いることを予防するためにも家庭内にタブーを創らない、そのために真実告知は重要であり、子どもとして疑問を何でも口にできる家庭文化の創造が子どもにとって大切であろう。

V. 出自を告知されたその先

生みの親から離れて、里親家庭や養子縁組家庭あるいは施設で暮らす子どもたちが、自身の生い立ちや現在の状況を理解し、これからの事を養育者や支援者とともに考える「ライフストーリーワーク」という取り組みがある。出自を知る権利

保障の一環として近年日本でも導入され、行われるようになってきた。イギリスで発展したライフストーリーワークは、子どもの日々の生活やさまざまな思いに焦点を当て、生い立ちや家族との関係を整理し、過去-現在-未来をつなぎ、前向きに生きていけるよう支援する取り組みであると言われる。

ライフストーリーワークの一環として、アルバムや過去の思い出の品を箱に保存したメモリーボックスを用意したり、その子どもが関わりのあった人（例えば施設の過去の担当職員や保育園の職員など）に会いに行くこともある。そうしたことで自身が多様な人の愛情を受けて成長・発達していることの理解を促すと言われる。また生みの親や出生に関する文書や物、写真、養親や里親に引き取られるまでの生活場所、世話になった人々などについての情報を養育者と共に集め、一冊の本にするというライフストーリーブックの取り組みも行われている。

養子縁組の場合、生みの親に関する養親家庭への情報開示や縁組後の生みの親と養子縁組家族との関係性の観点からみると、クローズドアダプションとオープンアダプションに大別できる。クローズドアダプションは秘密厳守と匿名性を原則とし、養親家族と生みの親との交流は一切行われないが、オープンアダプションでは生みの親情報を共有し、縁組成立後も両者で何らかの交流が継続する。

諸外国では、生物学的な関係を維持することが子どもにとって有益であるとの観点から、オープンアダプションが活用されるようになってきた。オープンアダプションでは、縁組について子どもの理解が促されること、クローズドアダプションに比べて子ども期以降の問題行動が少ないこと、生みの親に対する養親の共感が促されることなどが報告されている。

一方、日本の養子縁組においては、生みの親と

養親双方の関係を継続することによる子どもの混乱、養親にとって生みの親の存在は厄介に感じられたり、生みの親にとっても妊娠をなかったことにしたいと考える者もあり、オープンアダプションに関しては消極的な傾向にある。オープンアダプションを採用している国でも、オープンアダプションを原則としつつも、生みの親の意向が考慮され、生みの親が望まない場合はクローズドアダプションにより縁組がなされる場合が多い。

しかしながら日本においても民間養子縁組あっせん機関の中には、生みの親と養子縁組家族との安全かつ安心な交流が可能であると判断され、生みの親もそれを望んだ場合、オープンアダプションあるいはセミオープンアダプションと言われる取り組みを行っている機関もある。セミオープンアダプションは、実際に会って交流するのではなく、あっせん機関を通して何らかの通信でのやり取りや、物品のやり取りを行う交流である。ただ実際にはセミオープンアダプションを前提に相互にやりとりをしていても、途中で生みの親からの応答がなくなったりして関係が途絶えることは多い。

ある民間養子縁組あっせん機関は生みの親（生みの母）が希望すれば、子どもの委託後も生みの親と養親や子どものつながりを、あっせん機関を通して維持するセミオープンアダプションを行っている。生みの親は、子どもへの愛情が少なからずある中で子どもを養親に託し、自己否定感や自責の念を抱えることもある。生みの親が人生を継続するに際し、子どもが養親やその親族に愛されて養育されている様子を知ること、そうした感情が緩和され、生き方が前向きとなることも多い。そうしたケースでは、養親家庭にとっても生みの親は身近な存在であり、家庭内で話題となることもある。養親とのやり取りで、「あなたは大切な存在である」「あなたのお陰でこの子がいることをいつも感謝している」というような内容を

機関を通して伝えられることは、生みの親にとっても大きな励みとなる。この機関では養親に対して一定の期間、養育報告を求め、その内容を生みの親にも伝えている。生みの親が子どもの誕生日やクリスマスに手紙やメッセージを送りたい場合も機関を通して送ることがでる。それに対して養親もまた機関を通して手紙やメッセージを送ったりというやりとりもある。子どもにとっても生みの親の存在はより身近となり、年齢と共に生じる生い立ちに関する疑問を養親に対し投げかけやすい状況であるといえる。

VI. 子どもを支える仕組みの必要性

真実告知がなされることで、子どもによってはより詳細な情報の入手を望み、自身でルーツ探しをしたいという思いをもつ者もいる。また生みの親だけではなく、きょうだいなど自身の親族の情報を探ったり、実際に会うことを希望する者もいる。子どもによって自身の生い立ちや生みの親、その親族に対する興味や関心は異なり、全くそうした興味や関心がない者もいる。しかしながらそうした者も、その後の人生における結婚や子どもの誕生などを契機に気持ちが変化することもある。

知りたいと思ったときに知ることができる社会的な仕組みが必要である。まずはどこにどんな情報があり、どうすれば情報を入手できるのかといったことに関する情報提供を受け、心理的支援を得ながら情報の開示を受けるといった社会的仕組みが必要であろう。同居する里親や養親が寄り添いながら一緒にそうした過程を歩めればいいが、必ずしもそうした関係にある者ばかりではない。里親や養親に隠してルーツ探しをせざるを得ない者もいる。

生い立ちに関して新たな情報を入手することで、ショックを受けたり、混乱したりすることも考えられる。生い立ち情報は少しずつ点滴のよう

に継続的に伝えることが推奨されている。しかし新たな記録を入手することで、情報が洪水の如く押し寄せる場合もあり、情報開示の際における心理的支援は必要不可欠である。

記録には保存期間があるが、特別養子縁組の場合、児童相談所や民間養子縁組あっせん機関における記録は永年保存とされている。しかし縁組がなされていない里親委託の場合、児童相談所の記録は原則25歳までの保存となっている。乳児院や児童養護施設における記録の保存期間は規定されていない。特別養子縁組の場合、家庭裁判所にも記録が保存されているが、審判書に関しては30年間、調査官による調査報告書や裁判記録は5年間となっている。

審判書の内容は簡略化して記載されている一方で、調査官による報告書は断片的な事実情報だけではなく、1つのストーリーとして背景が理解できる内容である。生みの親のことに限らず養親が養子を迎えた際の喜びや子どもの反応等も記されており、子どもが成長した際、どれだけの喜びの中で子どもが養親に迎えられたかを伝えられる。それは子どもの自尊心を促すことにもなると考えられる。しかしながらこうした記録が、場合によっては生みの親の個人情報に関連した内容と捉えられ黒塗りにされ、内容の把握が困難な場合もある。だからこそ、開示されることを前提とした記録の取得のあり方や、個人情報ということを理由に隠されることの問題が問われなければならない。

また実際に生みの親やきょうだい、親族等に会いたいという思いをもつ者もいる。オープンアドプションが日本では極めて限られていることもあり、子どもによっては生みの親は現存するのか、どんな人なのか実際に会いたいと思う者もいる。実際に会うということについては、一定の年齢以降にすべきという考え方もあるが、そう思ったときに会うべきであるという考え方もある。

このように真実告知やルーツ探しの先に、生みの親等との面会を位置付けることができるが、逆に言えばルーツ探しの過程で自身の多様な思いと向き合い、自己対話することで、生みの親等との面会の準備をしていると捉えることもできる。そうした意味で、自身で情報を入手し、ルーツ探しをすることは重要な過程である。もちろんその過程で寄り添い、伴奏してくれる支援者は必要であるが、自身でルーツ探しを行うという思いと、自身でそうした行動を具体化することが前提と言えよう。

VII. おわりに

第三者が関わる生殖補助医療は、その事実を子どもに告げないことを前提に行われてきた。むしろ伝えることが子どもにショックを与え、傷付けると捉えられる傾向にあった。しかし後年ふとしたきっかけで、その事実を知る子どもの立場の人も現れてきた。不意に知った人たちは、信頼していた親が重大な事実を隠していたと思い、親に対し不信感を抱いたり、アイデンティティの問題などを抱えるという当事者の声や、出自を知る権利保障の重要性が世界レベルで強調されるようになってきたことなどにより認識も変化し、告知することの必要性が論じられるようになってきた。

こうした状況の中で生殖補助医療技術を用いて第三者から提供された配偶子により生まれた子どもの出自を知る権利について、公的機関を設置して管理・検討することを求める提案書を日本産科婦人科学会が2022年2月に政府に提出した。また一般社団法人「ドナーリンク・ジャパン」が2023年4月に発足し、生殖補助医療によって生まれた人の出自を知る権利保障のために、生まれた人と精子や卵子の提供者を結びつけることを事業として開始した。生殖補助医療で生まれた子どもは生物学上の親が分からないことで、アイデンティティ喪失に苦しむという問題がある。出自を

知るということは基本的な人権であり、自分が何者なのか情報を得られる社会にしていくことが重要との認識を広め、また体質や病気のリスクを知り、近親婚を防ぐことにも役立つとしている。さらに熊本市の慈恵病院で初の事例があったいわゆる「内密出産」についても、子どもの出自を知る権利が大きく関わっている。このような子どもの出自を知る権利をめぐる国内の動向も踏まえ、養子縁組した子どもの出自を知る権利についてもより一層の議論を深めることが望まれる。

出自を知る権利とは、決して生物学上の親を知ることだけではない。児童の権利に関する条約が規定する「父母を知る権利」における「父母を知る」とは具体的に何を知る事なのか、それをどこまで把握でき、養子当事者のニーズに応じてどこまでその内容を提供するのか疑問が残る。養子縁組における出自を知る権利については、養親・養子の記録へのアクセス、記録を開示する際の支援のあり方、ルーツ探し、生みの親あるいはその親族との再会に至る一連の過程を養親・養子当事者のニーズに応じて支援する必要があるが、それらいずれも支援する十分な体制が確立されていない(白井, 2019, 66)。

出自を知る権利に関する先行研究においては、その多くは生殖補助医療に関するものである。例えば国立情報学研究所による cinii で「出自を知る権利」で検索すると(2023年11月29日閲覧)212件中、特別養子縁組に関する文献は15件のみであり、残りは生殖補助医療等に関するものである。こうした状況を踏まえると、出自を知る権利保障に関しては養子縁組より、生殖補助医療の方が、研究・実践面共に先行していると言えるかもしれない。政府がその体制づくりに着手しない中で、生殖補助医療に関しては民間レベルでまずできることから着手することには大きな意義があるだろう。今後その体制づくりや支援実践の確立に向け、まずは国内法において出自を知る権利を

規定することが必要ではないだろうか。そしてその必要性や理念の共有を通して、特別養子縁組を含むあらゆる血縁のない親子関係にある子どもたちの生い立ちを知る権利保障の体制づくりに向け、検討することが必要であろう。

注

- 1) 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長, 2021年3月)
- 2) 本事例は『月刊福祉』(2020年6月号)の企画である「My Voice, My Life 社会的養護当事者の語り」で筆者が行ったインタビューから一部抜粋し、加工したものである。
- 3) 本事例は『月刊福祉』(2020年2月号)の企画である「My Voice, My Life 社会的養護当事者の語り」で筆者が行ったインタビューから一部抜粋し、加工したものである。
- 4) 筆者も参画した研究会の成果である日本財団(2022)『養子縁組記録の適切な取得・管理及びアクセス支援に関する研究会 報告書』P20～P21からの引用である。

文献

- HITOTIWA (2023) 『特別養子縁組推進のための環境整備に関する調査研究 報告書』
- 家庭養護促進協会 (1991) 『うちあける (改訂版)』
- 近藤久雄 (2007) 「特別養子縁組における自己の出自を知る権利—情報へのアクセスと秘密の保持—」48 (3), 342-370.
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 (2021) 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」
- 日本財団 (2022) 『養子縁組記録の適切な取得・管理及びアクセス支援に関する研究会報告書』.
- 二宮周平 (2009) 「子の出自を知る権利 (3・完) ～法的構成とその内容」『戸籍時報』643号, 37-55.
- 白井千晶 (2019) 「養子縁組の出自を知る権利および捜索・再会・交流をめぐる現状と課題」『人文論集』70 (1), 65-80.
- 田中佑季 (2022) 「日本・韓国における「子の出自を知る権利」に関する現状と課題 (1) - 養子縁組との関わりを中心に -」帝京法学 36 (1), 139-175.
- 梅澤彩 (2021) 「出自を知る権利に関する一考察」二宮周平編『現代家族法講座 第3巻 親子』日本評論社.